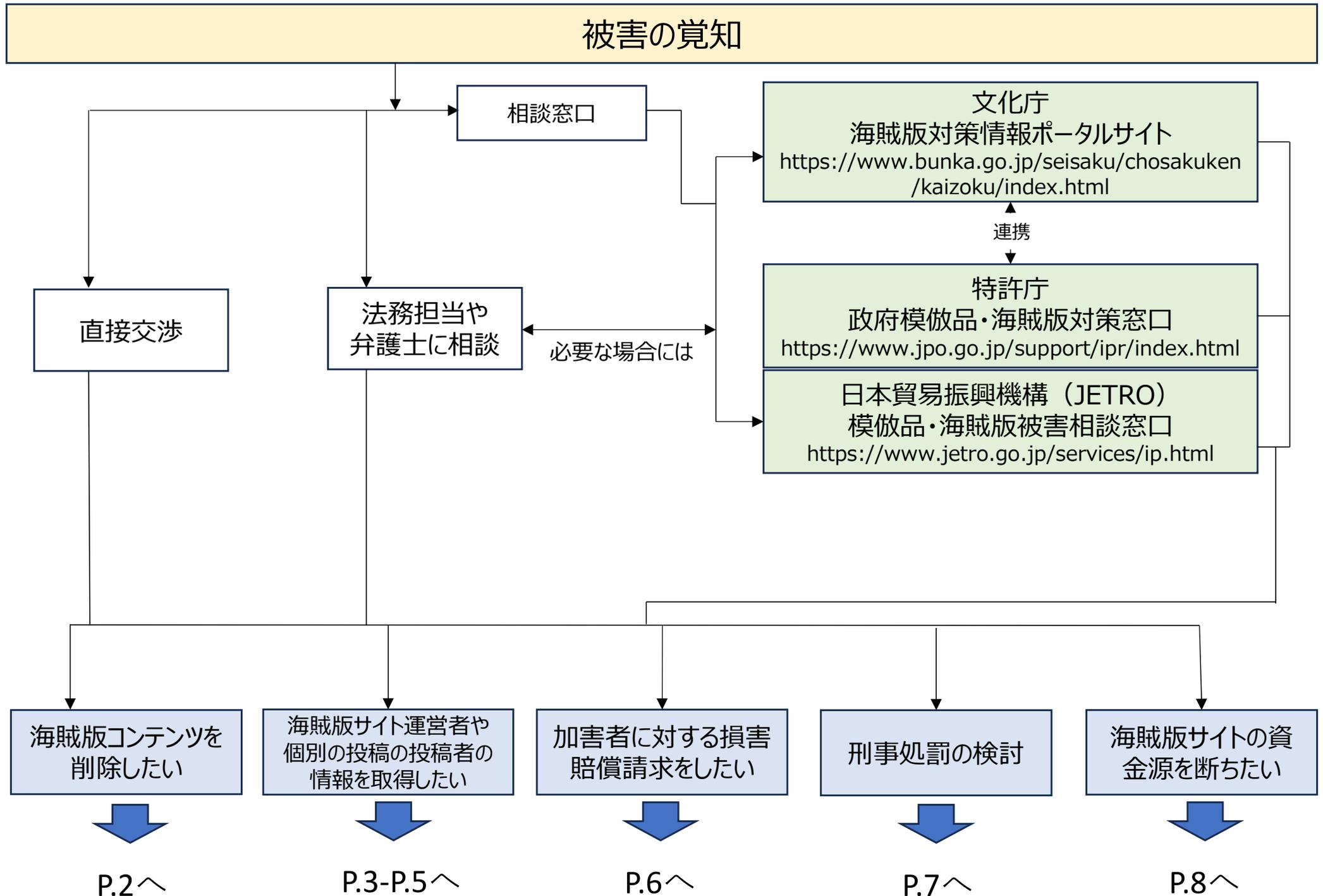


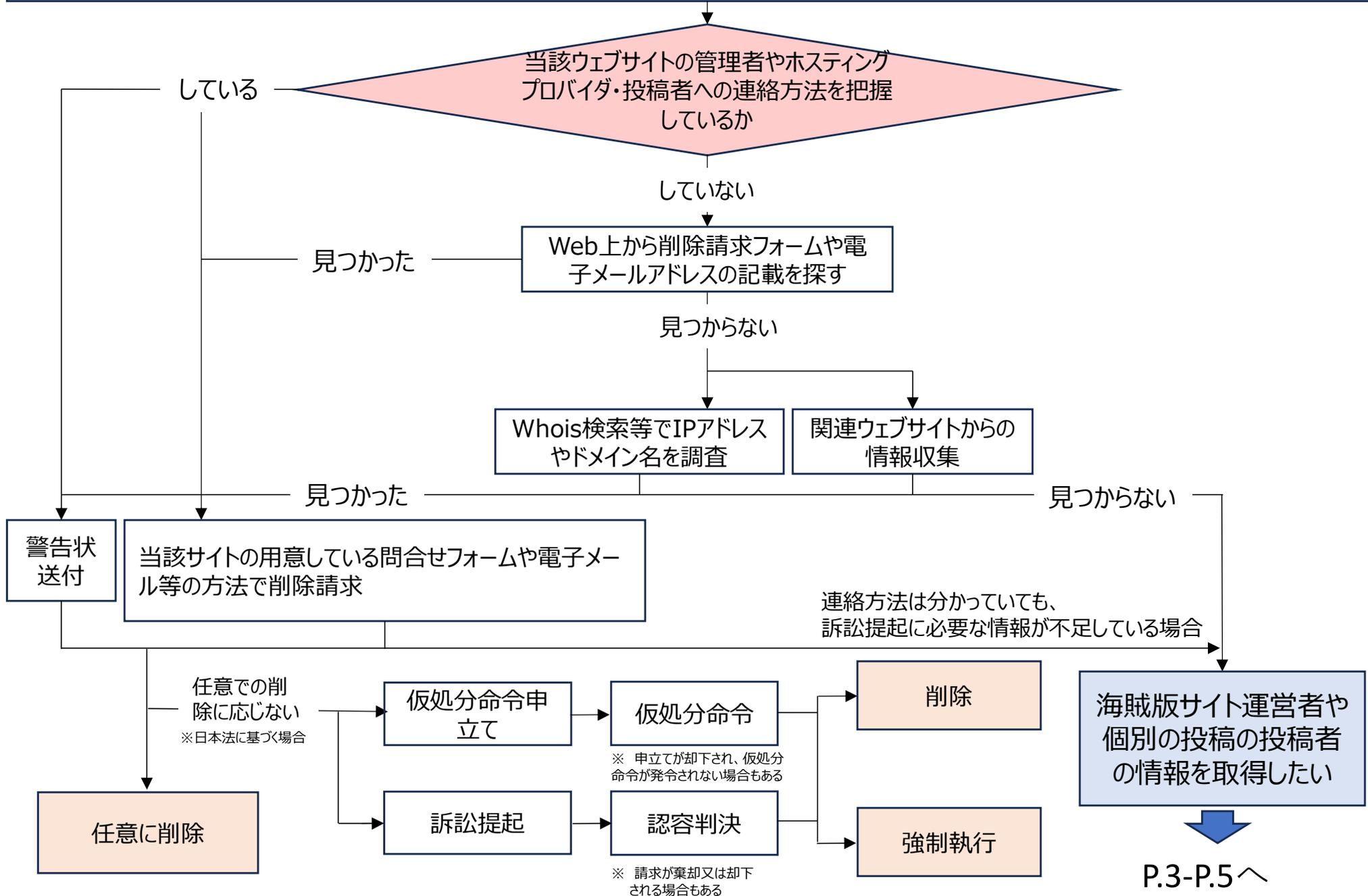
# 海賊版に係る被害相談・申告窓口の明確化 対応フロー

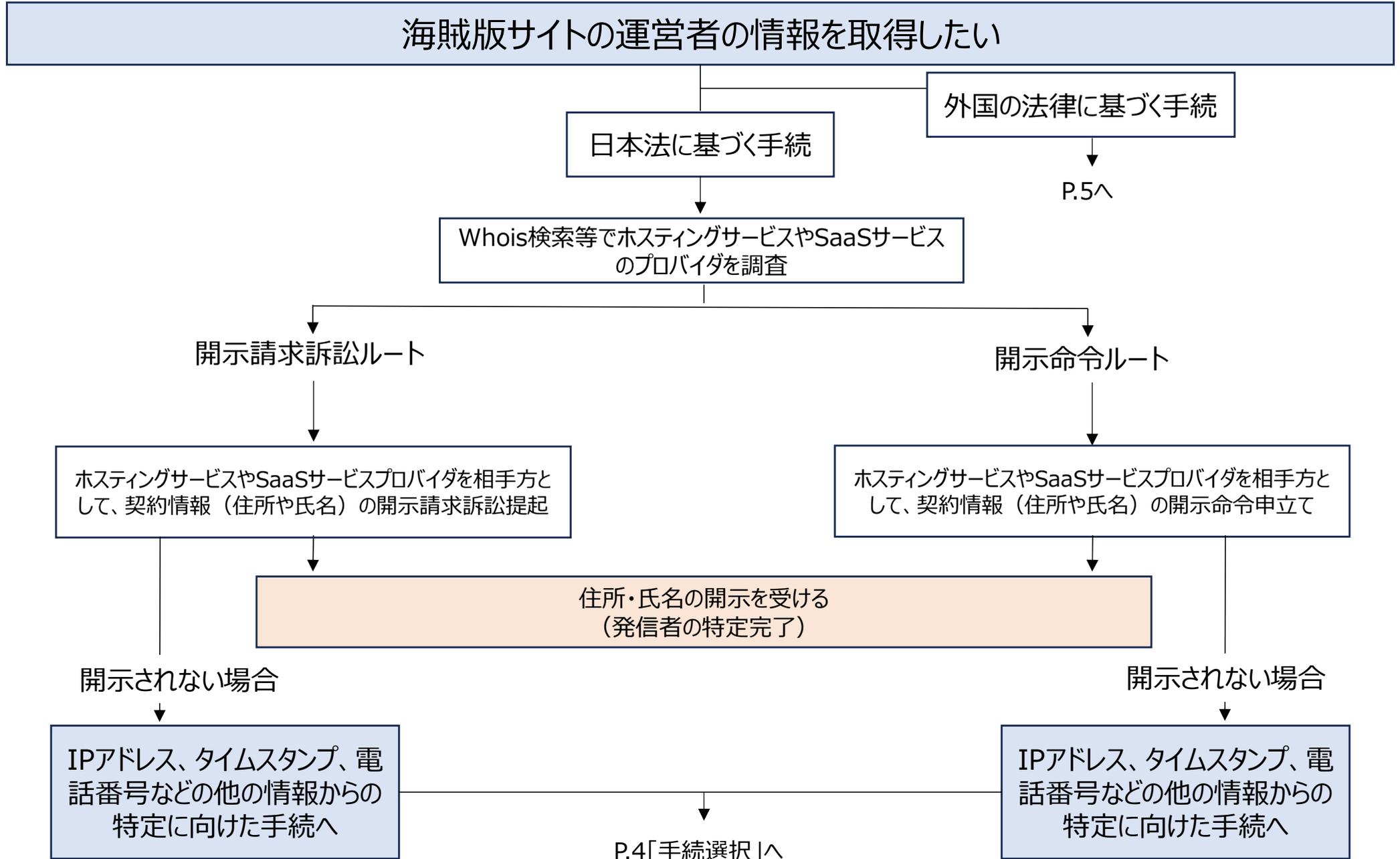
2025年5月

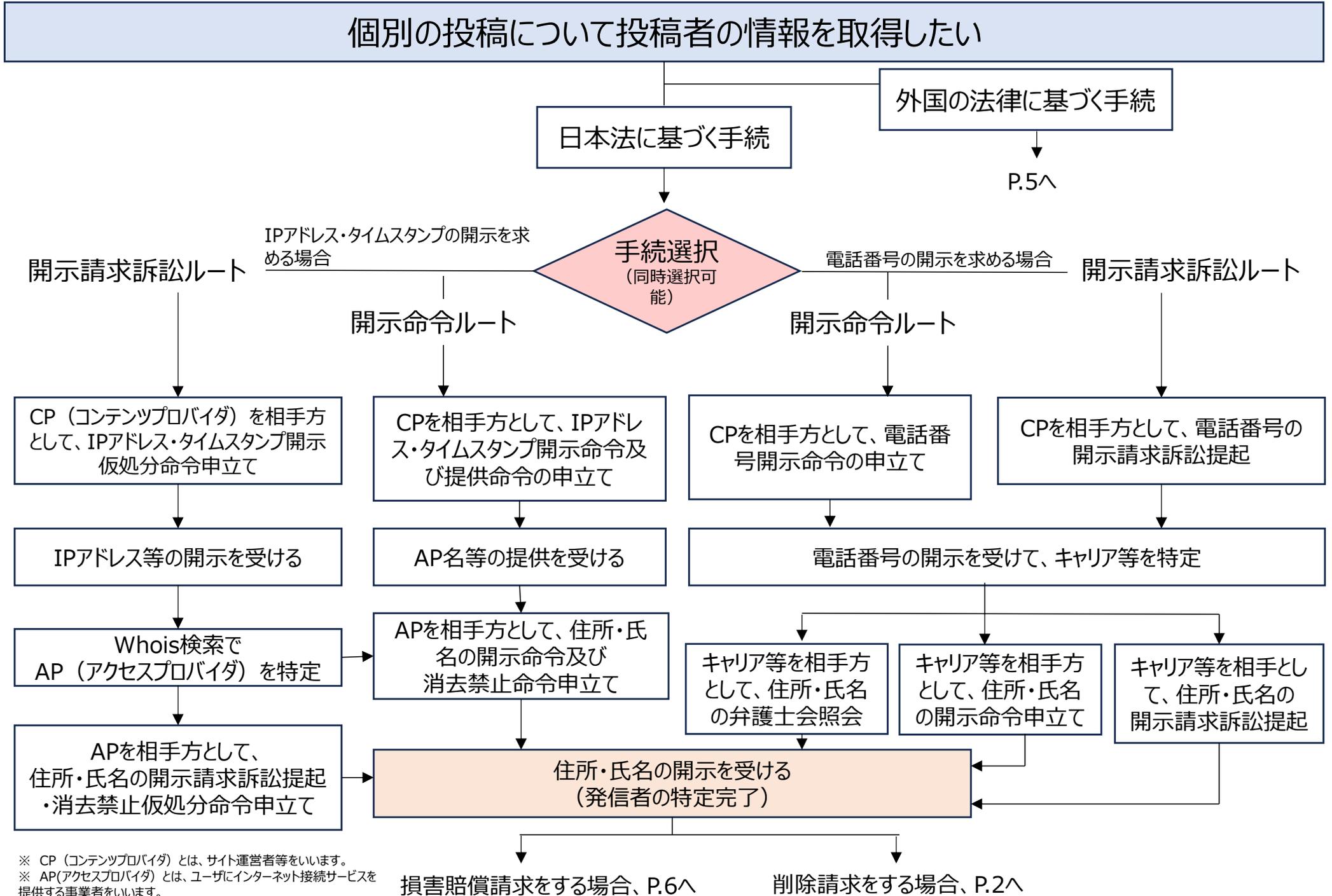
内閣府 知的財産戦略推進事務局



## 海賊版コンテンツを削除したい







海賊版サイトの運営者や個別の投稿について投稿者の情報を取得したい

外国の法律に基づく手続

米国法 (※)

現地法

デジタルミレニアム著作権法  
512条(h)

- ◆ 訴訟外で匿名の権利侵害者を特定する手続（本訴の提起を要しない）
- ◆ 請求者は、著作権侵害の被害者で、当該コンテンツの削除請求を事前又は同時に行っている者
- ◆ 請求の相手方は、権利侵害投稿の掲載に関連するプロバイダ（請求先のサービスプロバイダ等が侵害データの流通あるいは保有に直接関与している必要あり）
- ◆ 開示対象情報は、相手方の特定に資する情報全般（例：氏名・住所、IPアドレス、メールアドレス、電話番号）
- ◆ プロバイダ・発信者いずれも正式な異議申立を行う場合、開示請求に対する訴訟を提起する必要がある

フォーリンサピーナ  
(国際司法共助に関する連邦  
民事訴訟規則1782条)

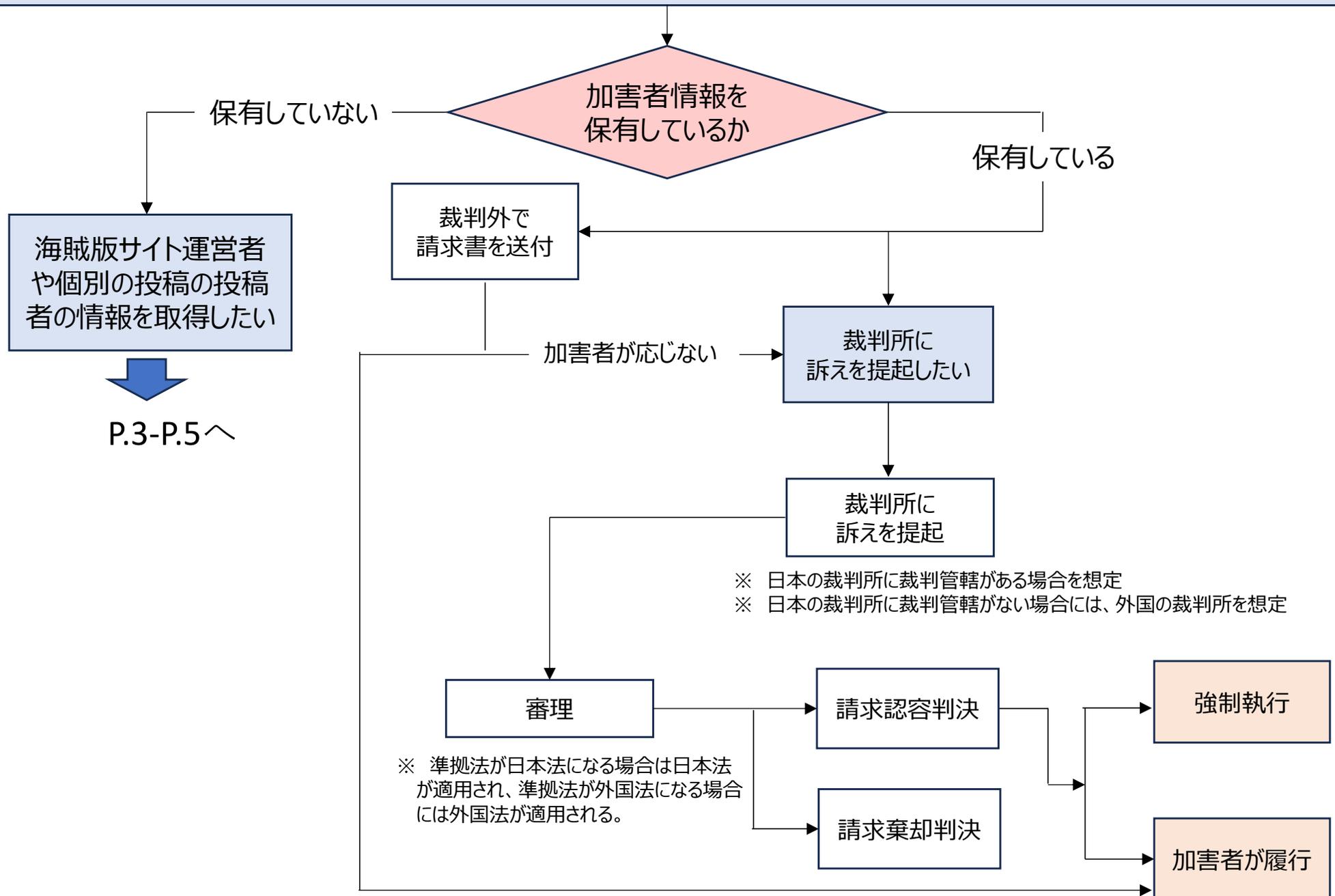
- ◆ 米国外（日本を含む）で訴訟等（行政審判、準司法手続を含む）係属中又は提起が合理的に予定されている場合に米国のディスカバリ制度を利用する手続
- ◆ 請求者は、米国外訴訟等の当事者又は利害関係人
- ◆ 請求の相手方に制限はないが、管轄内に所在している必要がある
- ◆ 開示対象情報は、対象者の特定に資する情報全般（例：氏名・住所、IPアドレス、メールアドレス、電話番号）

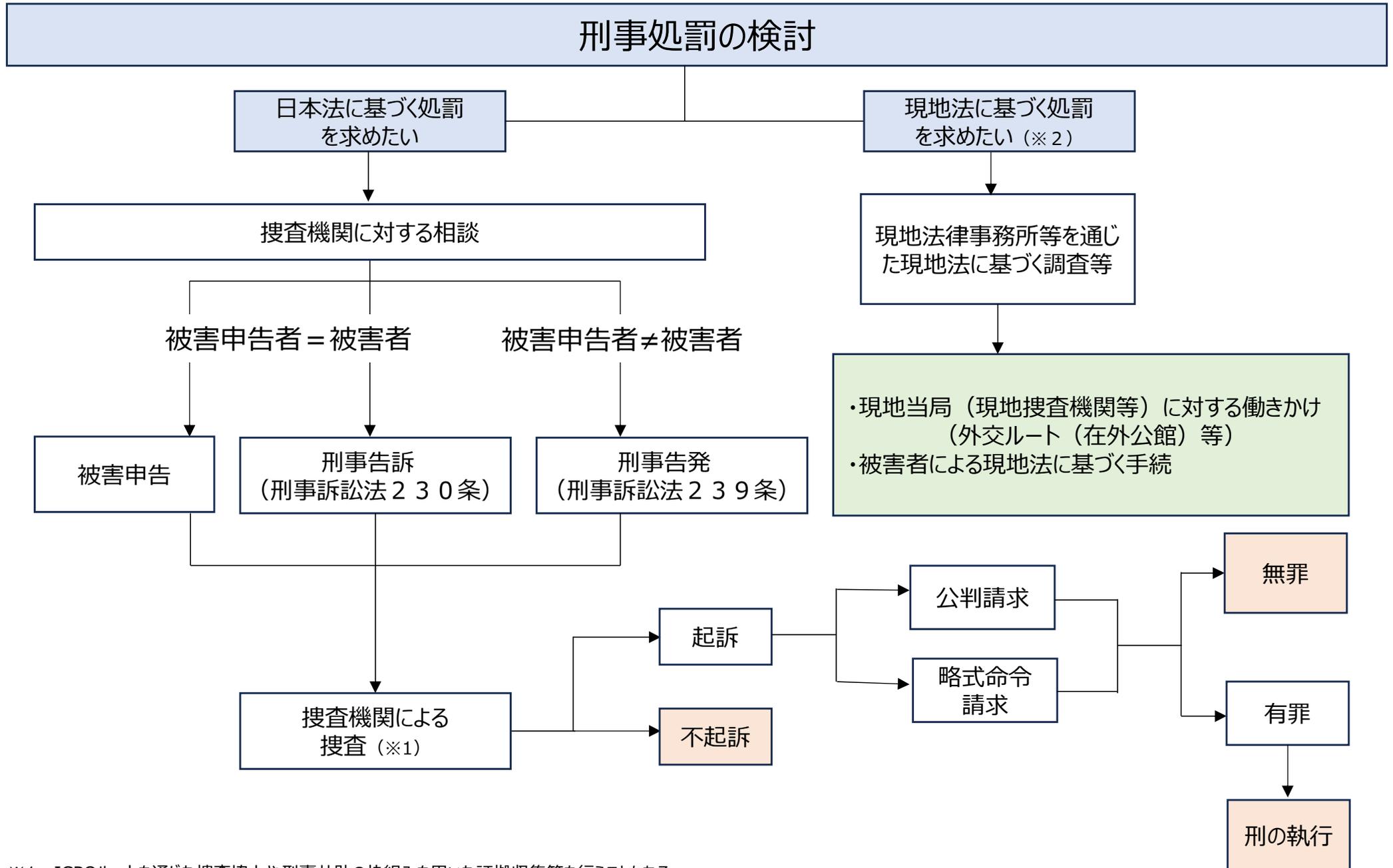
匿名 (John Doe)訴訟

- ◆ 米国内で民事訴訟提起後にディスカバリにおいて被告の特定に繋がる情報を裁判所の文書提出命令（サピーナ）で得る手続
- ◆ 請求者は、匿名訴訟の当事者
- ◆ 請求の相手方に制限がない（請求先が侵害データを保有している必要がなく、レジストラや決済会社なども含まれ得る）
- ◆ 開示対象情報は、被告の特定に資する情報全般（例：氏名・住所、IPアドレス、メールアドレス、電話番号）

※なお、上図では「米国法」と「現地法」を分けて記載しているが、「米国法」が現地法である場合も存在する。米国法に基づく手続は、海賊版対策において頻繁に利用されているため紹介する次第である。

加害者に対する損害賠償請求をしたい





※1：ICPOLルートを通じた捜査協力や刑事共助の枠組みを用いた証拠収集等を行うこともある。

※2：なお、「現地法に基づく処罰を求めたい」場合は、少なくとも当該国に運営者がいるなどの特定が済んでいる必要があり、また、多くの場合は運営者が特定されている必要があるのが実情であるという指摘もある。そのため、必要に応じ、P.3-P.5を参照されたい。

## 海賊版サイトの資金源を断ちたい

